

## 変更案(表)

# 空き家を適切に管理しましょう



空き家を放置しておくと、草木の繁茂や建築材等の飛散などにより、周囲の方に迷惑をかけてしまうことがあります。換気・点検・清掃・草刈りなど適切な維持管理を実施して快適な地域づくりに努めましょう。

草刈りなどのご相談は「豊川市シルバー人材センター」へ

遠方にお住まいなどの事情により、ご自身での維持管理が難しい場合には、豊川市シルバー人材センター【0533-84-1851】に有料にてご依頼いただくこともできます。



お問い合わせは 豊川市役所 建築課(空き家担当)0533-89-2144まで  
(※このチラシは、豊川市に固定資産をお持ちのすべての方にお送りしています。)

## 現行(表)

(※このチラシは、豊川市に固定資産をお持ちのすべての方にお送りしています。)

## 空き家の適切な管理のお願い

空き家の管理は所有者の責務です

空き家を適切に管理しないで放置しておくと、草木の繁茂や建築材等の飛散などにより、周囲の方に迷惑をかけてしまうことがあります。換気・点検・清掃・草刈りなど適切な維持管理を実施して快適な地域づくりに努めましょう。また、空き家の管理不全が原因で第三者に被害を与えた場合には、空き家の所有者が損害賠償責任を負う可能性もあります。

### 維持管理が難しい場合には

遠方にお住まいなどの事情により、ご自身での維持管理が難しい場合には、豊川市シルバー人材センター【0533-84-1851】に有料にてご依頼いただくこともできます。



お問い合わせは 豊川市役所建設部建築課(空き家担当) 0533-89-2144 まで

変更案（裏）

## 空家バンクに登録してみませんか？

一戸建ての空き家を売りたい方や貸したい方は、是非ご相談ください。



- ★空家バンクとは、提供された空き家の情報を利用希望者へ紹介する制度です。
- ★登録された物件が成約すると、家財処分やリフォームの補助金が受けられる場合があります。

## 老朽化した空き家の解体費補助金

老朽空家等解体費補助金制度を実施しております。

- ★補助金の額…解体費用の2/3【上限20万円】（倒壊の恐れがあると認められた場合は30万円）
- ★ご利用には条件がありますので、事前に下記へご相談ください。

お問い合わせは 豊川市役所 建築課(空き家担当)0533-89-2144まで  
(※このチラシは、豊川市に固定資産をお持ちのすべての方にお送りしています。)

現行(裏)

(※このチラシは、豊川市に固定資産をお持ちのすべての方にお送りしています。)

賃貸や売却をお考えの方

## 空家バンクに登録してみませんか？

豊川市では、市内の空き家等の有効活用を図るため、「豊川市空家バンク」を設置しております。現在、活用していない空き家（一戸建て）をお持ちで、その空き家を売りたい方や貸したい方は、是非ご相談ください。

★空家バンクとは、空き家の売却や賃貸を希望する所有者から提供された空き家の情報を、空き家の利用希望者へ紹介する制度です。

### 空家バンク利活用費補助金の創設

令和3年度から、空家バンクに登録のある物件で売買または賃貸借契約されたものについて、改修費や家財処分費の一部に対する補助金制度を設けました。ご利用には、条件がありますので事前にご相談ください。



取壊しをお考えの方

## 老朽空家等解体費補助金について

豊川市内の老朽化した空き家の解体工事に要する費用の一部を助成する「豊川市老朽空家等解体費補助金」制度を実施しております。ご利用には条件がありますので、解体をする前に下記までご相談ください。

【お問合せ先】豊川市役所 建築課 電話0533-89-2144